



関東運輸局プレスリリース

平成24年12月4日

<問い合わせ先>

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

担当 五十嵐、藤井、高久

電話 045-211-7271

<配布先>

横浜海事記者クラブ

神奈川県政記者クラブ

関東運輸局記者会 (ハイタク等専門誌)

株式会社 CRUISING WORLD に対する事業の停止処分に係る聴聞手続きについて

国土交通省関東運輸局では、貸切バス事業者である株式会社 CRUISING WORLD に対し平成24年8月2日、同年8月3日及び同年8月6日に特別監査を実施しました。

その結果、道路運送法等関係法令の規定に違反している事実を確認し、精査した結果、「一般貸切自動車運送事業者に対する処分基準について」（平成21年9月30日付け関東運輸局長公示）、記4.(1)①に定めるところにより「事業の停止処分」に該当することとなったので、同事業者に対して行政手続法第15条第1項の規定に基づく聴聞の通知を发出し、下記のとおり公示しましたので、お知らせ致します。

なお、聴聞は、非公開となりますので、併せてお知らせ致します。

記

公示について

別紙1のとおり

《参考》

1. 「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する処分基準について」（平成21年9月30日付け関東運輸局長公示）（抜粋）別紙2
2. 株式会社CRUISING WORLDへの立入検査において確認された法令違反事項 別紙3

公 示

◎一般貸切旅客自動車運送事業者に対する道路運送法第40条の規定に基づく事業の停止
処分事案

道路運送法施行規則第60条の2の規定により下記のとおり公示する。

なお、当該事案の処分について利害関係を有する者で、当該聴聞に参加しようとするときは、当該聴聞の期日の7日前までに次に掲げる事項を記載した書面を千葉運輸支局長を經由して関東運輸局長あて提出されたい。

1. 参加しようとする者の氏名及び住所
 2. 事案の件名及びその番号
 3. 当該事案について利害関係を有することの疎明
- 平成24年12月4日 関東運輸局長 内波謙一

記

事案番号 12E02

1. 事業者の氏名及び住所
株式会社 CRUISING WORLD
千葉県成田市新田88-6
2. 予定される処分内容
道路運送法第27条第1項等の規定違反による道路運送法第40条に基づく事業の停止処分
3. 聴聞の期日
平成24年12月21日(金) 午後 1時 30分
4. 聴聞の場所
神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地
横浜第二合同庁舎18階
関東運輸局自動車監査指導部
電話045(211)7271

公 示

一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反について、道路運送法第40条の規定に基づく許可の取消等の行政処分等を行う際の基準を下記のとおり定めたので公示する。

平成21年 9月30日
一部改正 平成21年11月20日
一部改正 平成24年 4月13日

関東運輸局長 神谷 俊広
東京運輸支局長 矢田 淑雄
神奈川運輸支局長 石橋 健
埼玉運輸支局長 上岡 一雄
群馬運輸支局長 栗本 久
千葉運輸支局長 飯村 勉
茨城運輸支局長 鬼沢 秀通
栃木運輸支局長 四月朔日功一
山梨運輸支局長 春原 俊男

記

一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第40条の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定める。

2. 法令違反に係る点数制度

(1) 自動車等の使用停止処分を行うべき違反行為を行った事業者には、処分日車数10日車までごとに1点とする違反点数を付すものとする。

4. 事業の停止処分

(1) 事業の停止処分は、次の から までのいずれかに該当することとなった場合に、当該違反営業所等に対して、6月以内の期間を定めて行うものとする。

違反点数の付与により、一の支局区域における違反点数の累計（以下「累積点数」という。）が51点以上となった場合

株式会社CRUISING WORLDへの立入検査において確認された法令違反事項

- ・営業所毎に配置する事業用自動車の数の変更届出を怠っていたこと。
- ・発地及び着地のいずれもが営業区域外に存する運送を行っていたこと。
- ・運送引受書を交付していないものがあつたこと、及び運送引受書に記載事項の不備があつたこと。
- ・運転者の過労防止に関する措置が不適切であつたこと。
- ・交替運転者の配置をしていなかったこと。
- ・点呼の実施及び実施結果の記録が不適切であつたこと。
- ・乗務記録を作成していないものがあつたこと、及び乗務記録に旅客が乗車した区間の記録が不適切であつたこと。
- ・運行記録計による記録を怠って運行していた事業用自動車があつたこと。
- ・運行指示書に記載事項の不備があつたこと。
- ・運転者に対する輸送の安全確保についての指導監督が不適切であつたこと。
- ・運行管理者に運輸支局長の行う研修を受けさせていなかったこと。
- ・運行管理者に対する適切な指導監督が不適切であつたこと。
- ・事業用自動車に事業者の名称及び貸切の表示をしていなかったこと。

合計13件で累積違反点数は51点以上となる。